

令和2年7月13日

【照会先】

厚生労働省保険局医療介護連携政策課
保険データ企画室

室長補佐 宮下 恭一
江藤 有加

代表電話:03-5253-1111(内線 3126)

オンライン資格確認等システムにおける顔認証付きカードリーダーに係る
部品等の事前確認の申請について

標記について、以下のとおり申請を受け付けます。

1. 概要

「IT 調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」(平成 30 年 12 月 10 日関係省庁申合せ)に準じて、サプライチェーン・リスクに対応するなど、政府の重要業務に係る情報システム・機器等におけるサイバーセキュリティ上の深刻な悪影響を軽減するため、オンライン資格確認等システムにおける顔認証付きカードリーダーに係る部品等について、厚生労働省及び社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)において事前確認を実施します。

2. 申請にあたり提出すべき書類

- ① オンライン資格確認等システムにおける顔認証付きカードリーダーに係る部品等の事前確認申請書(添付書類を含む)
- ② パーツ・ソフトウェア一覧

3. 留意事項

① 申請における満たすべき基準

「顔認証付きカードリーダーにおいて満たすべき要件」(厚生労働省)の「申し込み資格」を満たし、当該事前確認申請においては以下基準を満たしていることを証明する書類(写)を全て提出してください。

- ・ 令和1・2・3年度全省庁統一資格審査において「物品の販売」のA又はBの等級に格付けされている者であること。
- ・ 品質管理体制について、ISO 9001 基準又は同水準と認められる品質管理体制を確立していること。
- ・ ISO/IEC27001(国際標準)又は JIS Q 27001(日本工業標準)のいずれかの認証を取得していること。

② 申請方法

E-mail にて下記の申込先あてにお申込ください。

申込先 : 厚生労働省保険局医療介護連携政策課保険データ企画室

E-mail : suisin@mhlw.go.jp

E-mail 件名:【申請】顔認証付きカードリーダーに係る機器等の事前確認について

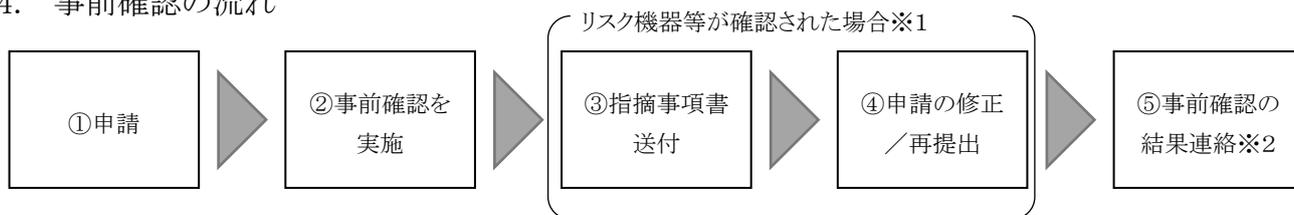
③ 留意事項

・ 当該事前確認において、開発・製造過程において悪意ある機能が組み込まれる懸念が払拭できない機器等、及びサプライチェーン・リスクに係る懸念が払拭できない企業の機器等(以下「リスク機器等」という。)が確認されなかった場合には、厚生労働省から申請事業者の確認結果を連絡します。確認結果連絡後、社会保険診療報酬支払基金から申請事業者顔認証付きカードリーダーに係る外部インターフェイス仕様(以下「外部インターフェイス仕様」という。)の提供案内を行います。

外部インターフェイス仕様の提供や顔認証付きカードリーダーの審査を行うに当たり、申請事業者の同意を得た上で、厚生労働省から社会保険診療報酬支払基金に対し、当該事前確認において提出された書類を情報提供します。

・ 当該事前確認において、リスク機器等が確認された場合、オンライン資格確認における使用は認められません。

4. 事前確認の流れ



※1 機器等の事前確認において、サプライチェーン・リスクに係る懸念が払拭されない等と判断された場合、指摘事項書を申請者宛に送付します。

当該文書に記載された指摘事項を踏まえ、申請者は、代替品選定やリスク対策等の見直しを図り、①の申請書類を修正の上、厚生労働省及び支払基金へ再度提出してください。

※2 「顔認証付きカードリーダーにおいて満たすべき要件」に変更等があり、改めてパーツ・ソフトウェア一覧のご提出を求める場合があります。その場合は、厚生労働省から申請事業者へ速やかにご連絡します。

※3 当該事前確認後にパーツ・ソフトウェアを変更する場合は、②の申請書類において変更箇所を赤字で記載の上、再申請を行ってください。その際に、変更理由をメールに記載してください。

※4 当該事前確認後から外部インターフェイス仕様書を開示手続きするまでの間に、顔認証付きカードリーダーの開発を中止・中断される場合は、厚生労働省までご連絡をお願いします。外部インターフェイス仕様書を開示手続き後は、社会保険診療報酬支払基金までご連絡をお願いします。

以上